

特定健康診査・後期高齢者医療健康診査を受けましょう



市では、国民健康保険に加入している40歳以上(昭和49年3月31日以前生まれ)の方と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善を目的とした健康診査を実施しています。対象の方には受診券を送付しました

第18回 あきる野市健康のつどい参加者募集



あきる野市民の健康のイベント「健康のつどい」を開催します。このイベントを盛り上げていただける各種団体の参加を募集します。

日時 10月19日(土) 午前10時～午後4時
場所 あきる野ルピア、秋留野広場
募集内容 秋留野広場で和太鼓や子ども囃子、フラダンス、踊りなどの活動発表を行える団体
申込多数の場合には、協議させていただきます。
対象 町内会・自治会、各種市民団体、市内事業所
費用 無料
申込み期間 8月1日(木)～26日(土) (土曜・日曜を除く)
詳しくはお問い合わせください。
申込み・問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)

あきる野市は自転車競技(ロード・レース)、馬術競技、ソフトボール競技(少年女子)の会場地です。

花いっぱい運動 花壇コンクール 入賞花壇決定

が、まだ受診していない方は、早めに受診しましょう。なお、受診券が送付された方も、国民健康保険または後期高齢者医療制度の資格を喪失された場合は受診できませんので、ご注意ください。

市では、美しいまちづくりを目指し花いっぱい運動を推進するため、町内会・自治会の花壇を対象にコンクールを行いました。

- コンクールには、22花壇の応募がありました。7月19日に審査会を開催し、植え付け方、手入れ状況などの現地調査を行い、最優秀花壇、優秀花壇、優良花壇、努力賞を選出しました。
- 最優秀花壇 二宮町内会(二宮本宿交差点東側)
- 優秀花壇 二宮町内会(二宮本宿交差点西側)
- 森ノ下自治会
- 小和田自治会
- 優良花壇 小中野自治会
- 雨間町内会
- 油平自治会
- 留原自治会
- 努力賞 秋留台自治会
- 戸倉東部自治会(本郷下宿)



最優秀花壇 二宮町内会



優秀花壇 二宮町内会



優秀花壇 森ノ下自治会



優秀花壇 小和田自治会

改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護法)が9月1日から施行されます



法律の主な改正点

「人と動物の共生する社会の実現」がこの法律の目指すものであることが示されています。

全ての動物の所有者や占有者に対して、逸走の防止、終生飼育、繁殖に関する適切な措置といった責務が追加されます。動物販売業者の責務として、販売時にあらかじめ現物確認と対面説明を行うことが義務付けられます。動物の殺傷に関する罰則が2年以下の懲役か200万円以下の罰金に、虐待と遺棄に関する罰則が100万円以下の罰金に、それぞれ引き上げられます。

動物虐待罪について、その定義を明確にするため、次のような虐待事例が明記されます。

- *みだりに酷使したり、愛護動物の健康や安全を保持することが困難な場所に拘束すること
 - *自己が所有する愛護動物が疾病にかかったり負傷した際に適切な保護を行わないこと
 - *自己の管理する、排せつ物が堆積したり他の愛護動物の死体が放置された施設内で、動物を飼養したり保管すること
- マナーについて 生活のパートナーとして、犬や猫をペットとして飼う人が増えていますが、近年市役所に寄せられるペットに関する意見・苦情も増えています。犬に関するもの...むだ吠え、放し飼い、フン尿の放置、散歩中にリードから離す行為(ノーリード)、抜け毛、犬のにおい、人や小動物を噛んだ・引っ掻いたなどの被害

猫に関するもの...鳴き声、放し飼い、屋外でのフン尿、敷地内・屋内への侵入、車やバイクに引っ掻き傷を付けられた、人や小動物への攻撃、花壇や畑を荒らされたなどの被害

*飼い主のいない猫に関する苦情も多数寄せられています。飼い主のいない猫は、餌だけ与えると猫が集まるようになり、増え続け、猫が集まるのを迷惑と感じる人や、餌による他の動物への影響、食べ残した餌やフンの始末など、周辺的生活環境被害による近隣トラブルが問題になっています。飼い主のいない猫に餌を与えている方は地域や周りの住民の方々の理解を得る、責任を持って引き取って飼う、新しい飼い主を見つけるなど、この点についてもよく考えて行動しましょう。理想の共生社会を目指して「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護法)には、「動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適切に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことの無いように努めなければならない。」と明記されています。あなたの愛犬、愛猫がみんなに愛されるように、飼い主の方はルールやマナーを守り、ご近所や地域の迷惑にならないよう接してください。 問合せ 健康課予防推進係

介護教室(講演会)「介護ストレスに負けないために」



日時 8月23日(金) 午後7時～8時30分
場所 あきる野ルピア3階産業情報研修室
内容 うつ症状に悩むことがないよう予防策を学びましょう。
講師 精神科医
対象 市内在住・在勤の方
定員 30人(申込み順)
申込み方法 電話で申し込んでください。
申込み 在宅介護支援センター和敬園(558・701)
問合せ 高齢者支援課高齢者支援係